

平成30年第3回教育委員会定例会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会 会 議 録

平成30年3月27日 開会

平成30年3月27日 閉会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会

平成30年第3回教育委員会定例会

平成30年3月27日（火）

午後4時00分 開会

○ 議事日程

1 開会

2 会議録署名委員の指名

3 行事報告

4 報告事項

報告第7号 平成29年度町内小中学校在籍児童生徒数（平成30年3月分）について

報告第8号 修学旅行の引率業務等に従事する町立学校の勤務時間の割振り等に関する要領の一部改正について

報告第9号 平成29年度新十津川町一般会計補正予算（第11号）教育予算について

報告第10号 平成30年度一般会計予算（教育費）について

報告第11号 平成29年度新十津川町児童生徒就学援助費受給者の認定について

5 議案審議

議案第8号 新十津川町児童生徒就学援助条例施行規則の一部改正について

議案第9号 新十津川町学校運営協議会の設置について

議案第10号 新十津川町社会教育委員の委嘱について

議案第11号 新十津川町地域おこし協力隊（スポーツ活性化支援員）の委嘱について

議案第12号 新十津川町立小学校特別支援学級の廃止について

議案第13号 新十津川町立中学校特別支援学級の設置について

6 その他

7 閉会

○ 出席者（5名）

久保田 純 史

新 田 右 子

荒 山 直 人

近 藤 陽 介

松 倉 寿 人

○ 欠席者（0名）

○ 職務のため出席した者の氏名

事務局長	中 畑 晃
主 幹	内 田 充
学校教育グループ長	坂 下 佳 則

○ 開会及び開議の宣告

◎久保田教育長

それでは、只今より、平成30年第3回教育委員会定例会を開会いたします。

○ 議事日程の報告

◎久保田教育長

本日の日程は、お手元に配布しております議事日程により順を追って進めてまいります。

○ 会議録署名委員の指名

◎久保田教育長

日程第2、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員の指名につきましては、松倉、荒山両委員を指名いたします。

○ 諸般の報告

◎久保田教育長

続きまして日程第3、行事報告を議題といたします。事務局より報告を願います。

◎中畑事務局長

行事報告につきましては、主幹の内田からご報告申し上げます。

◎内田主幹

それでは、お手元に配付してございます行事報告と書かれた書類をご覧いただきたいと思っております。2月21日から本日3月27日までの行事をまとめてございますのでご説明申し上げます。2月22日、中学校3年生バイキング給食が新十津川中学校で行われ、3年生63人、教職員8人の計71人が、また、3月8日には新十津川小学校で6年生55人、教職員2人の計57人が同小学校でバイキング給食を行っております。この際、クロワッサン、スパゲッティ、フライドポテト、たこ焼きなど、楽しい給食の時間を過ごしております。2月28日、第3回社会教育委員の会が改善センターにおいて開催され、久保田教育長ほか出席しております。平成30年度の事業計画案につきまして協議を行い、承認をいただいたところでございます。3月13日、19日、新十津川中学校、小学校の卒業証書授与式がそれぞれの学校で行われ、委員各位の出席のもと、厳粛かつ思い出に残る卒業証書授与式が開催することができました。3月21日、そっち岳スキー場営業終了。12月14日から3月21日まで91

日間の営業を行っております。当初は96日間の営業予定でしたが、荒天や圧雪車の不具合によりまして、予定より5日少ない営業となっております。リフトの乗車人数は206,846人、前年比でございますが16,007人の減少となっております。リフト券の売上ですが8,585,970円、前年比で417,120円の減額でございます。続きまして、新入学児童に対して各団体からお祝いの品をいただいておりますのでご報告申し上げます。3月16日、新十津川町老人クラブ連合会から小中学校に手拭いの雑巾408枚の寄贈を受けております。3月19日には新十津川町安全安心推進協会から防犯ブザー45個、同じく、同じ日には新十津川ライオンズクラブからポンキーペンシル50個が寄贈を受けております。更に、中空知地方安全運転管理者事業主会滝川支部から連絡帳55冊、日本マクドナルド株式会社から防犯笛50個、みずほフィナンシャルグループ、損保ジャパン日本興亜株式会社、明治安田生命、第一生命の4社から共同で、交通事故傷害保険つきの黄色いワッペンを49個いただいております。更に、町内文京区の4町内の吉田裕子様からストラップ45個も寄贈を受けております。3月24日、子ども会リーダー研修会開講式ですが、3月24日から25日までネイパル砂川におきまして子ども会リーダー研修が開催され、開講にあたりまして久保田教育長がご挨拶いたしました。参加者は新小学6年生14人、新中学1年生4人の計18人、指導者としては町子連役員4人、シニアリーダー6人、職員2人の計12人、総勢30人が参加しました。次に、少年団活動についてご報告申し上げます。尚武会少年部が浦臼町で行われました第25回B&G財団会長杯争奪剣道大会で3部門で見事優勝を飾りました。新十津川ホワイトベアーズが妹背牛町で行われました第30回空知少年軟式野球冬季大会で見事優勝を飾っております。以上で行事報告とさせていただきます。

◎久保田教育長

行事報告の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、行事報告を報告済みといたします。続きまして、日程第4、報告事項を議題といたします。報告第7号平成29年度町内小中学校在籍児童生徒数(平成30年3月分)について事務局より説明願います。

◎中畑事務局長

それでは、議案の3ページをお開き願います。表をご覧ください。小学校が321名でございまして、これは前月と同数でございます。中学校では1年生に異動がありまして、女子1名が転入いたしております。よって1年生女子は22人となりまして、中学1年生の男女合わせた在籍数は48人となっております。したがって、中学校全体では1名増となり173人となっております。総合計といたしまして、今月の在籍は前月から1名増の494人となっております。なお、特別支援につきましては、両方とも異動はございませんでした。以上、報告第7号の説明とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第7号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

では、報告第7号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第7号平成29年度町内小中学校在籍児童生徒数(平成30年3月分)については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第8号修学旅行の引率業務等に従事する町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部改正について事務局より説明願います。

◎中畑事務局長

それでは、議案書の5ページをお開き願います。この要領の一部改正につきましては、次項に掲載しておりますので、6ページをお開き願います。それでは、主な改正内容について説明をさせていただきます。今回の改正につきましては、北海道教育委員会が定める要領に順じた改正となっております。新旧対照表につきましては、8ページ、9ページに掲載をさせていただいておりますが、その内容につきましては、改正後のものをご覧いただいたほうが説明しやすいものでございますから、そちらの方をご覧いただきたいと思っております。10ページからになります。10ページには、網かけで改正した部分を表示してございます。11ページにその具体的な場所があるんですけども、2条の、第2条については、今まで10項から、10号からなっていたわけですが、2号追加をする形をとっております。今までの10号を第12号といたしまして、9号の後ろに2つの業務を第10号及び第11号として追加してございます。第10号は入学者選抜の業務、第11号は保護者等を対象とした説明会等の業務についてそれぞれを規定いたしまして、12号でこの2つの業務を修学旅行等の引率業務等に含むものとして改正をいたしております。新たにこの2つの業務も含んで対象としていくということでございます。この改正要領は、平成30年4月1日から施行してございます。以上、報告第8号の内容とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第8号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎久保田教育長

どうでしょうか。

◎近藤委員

2つ改めて追加したということは、何か問題があって追加したということなんでしょうか。今まで、何か最近滞ってきたとか、例えば採点業務とか学力検査とかの実施日の業務とか、何か不都合があって改めてこうやって明記したのかなってということなんでしょうか。

◎中畑事務局長

今回の改正は、北海道の教育委員会が定める要領が改正されたことによりまして、一律こう各市町村の学校管理規則もこれにならう形で改正をしているところでございますけれども、今のその働き方改革などの関係から、こういった業務についてもしっかりと割振りの対象

となるように認定をしていこうというところで明確化されたというところでございます。10号につきましては入学者選抜の業務ということでございますから、町立、新十津川町立の学校においてこういった業務は具体的にはまず発生しないのかなというところではございますけれども、これ以降のまた改正を行う際にスタイルを合せておかなければちょっと改正時に不都合も生じるということもございますので、統一する形で5号を設けております。また、11号については保護者等を対象とした説明会の業務ということでございますから、私どもの町立の学校でも当然こういう業務はあるわけでございますけれども、これについても今一度こう不明確な中で従事をしていただいたという部分もございますので、こういう形で明文化することによって割り振りを適正に行って教職員の勤務時間が負担にならないように配慮していこうというところでございます。

◎久保田教育長

よろしいですか。

◎近藤委員

はい、分かりました。

◎久保田教育長

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第8号は、報告のとおり了承することで異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第8号修学旅行の引率業務等に従事する町立学校職員の勤務時間の割振り等に関する要領の一部改正については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第9号平成29年度新十津川町一般会計補正予算(第11号)教育予算について事務局より説明願います。

◎中畑事務局長

それでは、議案書の13ページをお開き願います。内容は14ページからになります。この補正予算につきましては、3月の定例議会に上程いたしまして、3月15日に議決いただいております。今回の補正の主な内容は、年度末の実績見込みによりまして不用額を減額したものでございます。そのような事業の詳細につきましては省略をさせていただきます。14ページ、15ページをご覧ください。10款2項1目小学校管理費、15ページの説明欄をご覧ください。1番、小学校校舎等維持管理事業、1,665,000円の増額でございます。これは、年度当初の予算単価が、現在上回っているということで、当初の見込みを支出額が上回る見込みとなったことから増額としているところでございます。続きまして、増額の案件といたしまして、16ページ、17ページになりますが、10款3項1目中学校管理費17ページの説明欄をご覧ください。同じく1番、中学校校舎

等維持管理事業、1,233,000円の増額でございます。こちらも小学校と同様で、燃料費単価が当初の見込みを上回ったことによりまして1,353,000円を増額したことにより、よるものでございます。次に増額分は18ページ、19ページでございます。10款4項4目図書館、19ページの説明欄をご覧ください。1番、図書館維持管理事業、175,000円の増額でございます。こちら燃料費の単価が当初の見込みを上回ったことによる増額でございます。続きまして、20ページ、21ページをご覧ください。10款5項3目学校給食運営費。21ページの説明欄をご覧ください。1番、学校給食センター管理事業につきまして、2,420,000円、こちら減額でございますけれども、11節、需用費の燃料費につきましては、先ほどと同様の理由で増額をしているところでございます。以上、報告第9号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎久保田教育長

報告第9号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎久保田教育長

どうでしょうか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第9号は、報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第9号平成29年度新十津川町一般会計補正予算(第11号)教育予算については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第10号平成30年度新十津川町一般会計予算(教育費)について事務局より説明願います。

◎中畑事務局長

議案書23ページをご覧ください。次の24ページ、25ページからをお開き願いたいと思います。30年度の予算につきましては、3月20日の第1回定例議会で議決をいただいたところでございます。教育関係予算は、487,699,000円、前年度は458,239,000円でありましたので、29,460,000円の増額となっております。主な事業についてご説明をさせていただきますが、偶数ページの本年度予算額、前年度予算額、比較、本年度の財源内訳は記載のとおりでございますので、補足説明がある場合を除きまして読み上げを省略させていただきます。ご了承願います。始めに10款1項1目教育委員会費の内容についてご説明申し上げます。経費別事業内訳についてですが、教育委員会活動事業2,434,000円は、教育委員の活動経費として4名の委員報酬、費用弁償、教育長の旅費、交際費を計上いたしております。続きまして、2項事務局費の内容についてご説明いたします。前年度と比較して1,157,000円増額しております。主な要因は育英事業などの増額によるものでございます。25ページの2番、育英事業25,074,000円につきましては、貸付金として新規貸付20名分と継続貸付18名分と両方合わせて23,000,000円、これが貸付金でございます。そのほかに償還分と基金積立金を計上してございます。それから、6番の新十津川農業高等学校教育振興事業4,100,000円でございます。

すが、これにつきましては、昨年と同様に支援金、支援分として4,000,000円、それから、創立70周年記念事業がございますので、それへの支援として100,000円を計上して合計4,100,000円としているとことごとでございます。次に7番の私立幼稚園就園奨励補助金15,609,000円につきましては、本町に住所を有している園児で新十津川、私立幼稚園に通園している3歳から5歳の園児を持つ保護者への経済的な軽減を図る目的で交付しているものでございます。国の補助制度にのっとり、所得状況に応じた額を交付しております。対象は76人を見込んでおります。また、子育て支援の一環といたしまして、第3子以降の園児につきましては、実際に負担となる保育料から幼稚園就園奨励費補助金の額を除いた額を交付するものでございまして、10人分を計上いたしております。27ページの9番でございますが、高等学校等遠距離通学者支援事業4,035,000円につきましては、高等学校等に通学しひと月10,000円以上の定期券購入費を負担している場合に、定期代の2分の1以内、1か月20,000円を限度に助成するものでございまして、45名分を計上しているところでございます。次に10款教育費2項小学校費の1目学校管理費、2目教育振興費に移りたいと思います。26ページ、27ページ、今ご覧のところの2項小学校費1目学校管理費について申し上げます。1番、小学校校舎維持管理事業22,887,000円につきましては、学校管理の経常的な経費のほか、体育館暖房機の分解清掃、それから会議室のテーブルの購入等を今回見込んでございます。次に2番、小学校運営事業3,518,000円につきましては、学校の事務に要する経費のほか、学校運営協議会に要する経費、それから開校10周年記念事業を計画しておりますので、その負担金として200,000円をこの中で計上してございます。4番、教職員健康管理事業1,054,000円につきましては、教職員、臨時職員等に係わる健康診断、人間ドック、ストレスチェックに要する経費で、全員に診断、健康診断を受けていただく経費を見込んでおります。とばしまして次に2目、教育振興費についてご説明をいたします。28ページ、29ページをご覧ください。最初に前年度と比較いたしまして、12,443,000円の増額となっておりますが、主な要因はコンピュータ室のパソコンの更新に要する費用がかさんでいるというところでございます。次に主な経費別の事業概要を申し上げます。29ページをそのままご覧ください。1番の小学校教育推進事業27,080,000円につきましては、授業用の消耗品や備品、それから児童用や指導用の図書購入のほか先ほど申し上げましたICT環境整備といたしましてコンピュータ室の機器を更新するための経費をここで見込んでおります。また、従前の小学校教科担任講師配置事業と学習支援サポーター事業という2つの事業を項目立てしてはしておりましたが、この事業については1番に統合して今回計上をさせていただいております。2番、小学校特別支援教育事業3,531,000円でございますけれども、新年度の特別支援学級は3学級9人で編成する予定といたしまして、臨時の支援員2名を配置する経費でございます。その他必要な消耗品等の費用についてもここで含んでございます。それから、5番の小学校就学援助事業3,401,000円でございますが、経済的援助を必要とする要保護、準要保護、それから特別支援を合わせまして69人分、前年度は62人分といたしてはしておりましたが、本年度は69人分を見込んで計上をいたしてしております。また、平成31年度の新入学児童の入学用品につきましては就学前の2月に支給をいたしたく、14人分を見込んで計上してございます。続きまして、3項中学校費1項目学校管理費の内容についてご説明いたします。30ページ、31ページをご覧ください。前年度と比較いたしまして11,809,000円の増額となっておりますが、この主な要因といたしましては、スクールバスの運行を民間へ委託するため、これまで別途計上していた正職員の人件費が今度委託費の中に含まさってきますので、この分が増額となったこととございます。主な経費別の事業概要を申し上げます。31ページをご覧ください。1番、中学校校舎等維持管理事業19,903,000円につきましては、学校管理の経常的な経費のほか、新年度においては体育館北側排水路の改修、それから音楽室の児童用テーブルと職員室の椅子の更

新などに要する経費を主に見込んでございます。それから4番のスクールバス運行管理事業26,853,000円につきましては、新年度からスクールバスの運行を民間委託するための経費といたしております。民間委託につきましては4月からいたしますけれども、4月、5月については移行期間という形をとりまして、職員による運行指導を行ってまいります。6月から完全実施をしたいという内容で予算を計上しております。なお、雇用の安定と安全運行に配慮するため、3年間の継続契約として進めてまいりたいとしますのでございます。次に2目教育振興費についてご説明をいたします。32ページ、33ページをご覧ください。前年度と比較いたしまして、ここでも12,985,000円の増額となっておりますが、小学校と同様にコンピュータ室のパソコン更新の費用が主な要因となっております。次に主な経費別の事業概要を申し上げます。33ページをご覧ください。1番の中学校教育推進事業26,149,000円は、授業用の消耗品や備品、生徒用や指導用の図書購入、特設道徳の開催経費、母村中学生修学旅行の旅行生の受入れ、それから英語検定受験料の全額助成のほか中学校においてもICT環境の整備を進めるためコンピュータ室の機器を更新するための経費を計上いたしております。また、従前の中学校教育充実指導講師配置事業と学力向上推進講師配置事業につきましても小学校と同様に今年度からこの事業に統合しておりますことを申し添えさせていただきます。それから次に2番の中学校特別支援教育事業、すぐ下の2番、1,735,000円でございますけれども、ここでは30年度の特別支援学級といたしまして3学級7人を予定してございまして、臨時支援員1名の賃金と消耗品等について計上をさせていただいております。次に3番、課外活動事業6,339,000円につきましては、体育、文化系部活に必要な消耗品や大会参加の負担金等の経費、それから保護者負担である部活動費の助成に加えまして、吹奏楽部とバスケット部と卓球部の用具の充実を図るべくこれらの費用を今回計上させていただいております。4番、外国青年招致事業4,189,000円につきましては、英語指導助手といたしまして引き続きデリック・リュ・チを雇用していく経費を計上させていただいております。次に5番、中学校就学援助事業4,237,000円につきましては、小学校と同様の援助でございまして、中学校においては46名分を計上いたしております。また、平成31年度新入学生用といたしましては、8人分を見込んでこの中に含んでございます。以上、3項中学校費の学校管理事業と教育振興費の内容説明とさせていただきます。続きまして、社会教育に移りたいと思います。34ページからでございます。10款4校社会教育費1目社会教育総務費でございますが、前年と比較いたしまして16,436,000円の増額となっております。この要因は、新十津川アートの森管理事業においてかぜのびとして利用している旧吉野小学校校舎の防水、屋上防水工事に要する費用が主なものでございます。次に主な経費別の事業概要を申し上げます。35ページをご覧ください。2番、学校支援地域本部事業2,077,000円につきましては、生涯学習推進アドバイザーを中心に青少年健全育成活動など、地域と学校を結びつけていけるような各種の事業を展開していただくための経費でございます。4番、体験学習推進事業708,000円につきましては、望ましい生活習慣の定着に向けて小学校6年生を対象に4泊5日の通学合宿と親子参加での振り返り研修に要する経費を継続して実施したいとするもので、募集定員は30名としているところでございます。1つとばしまして6番、青少年文化スポーツ元気事業1,500,000円につきましては、8団体への支援とユニフォーム購入助成を継承させていただいております。7番、児童・生徒母村交流事業につきましては、本年度においても十津川村の歴史や伝統を学んでもらうために小学校5年生と中学校1年生、合計28人を募集いたしまして、7月24日から3泊4日の日程で十津川村を訪問する計画を立ててございます。8番、青年母村交流事業403,000円につきましては、本年度は、平成30年度は新十津川から十津川村へ訪問する年でございます。5名、訪問団員5名と引率1名分、3泊4日の行程で計画を立てているところでございます。それから、12番、アートの、新十津川アートの森管理事業

19,423,000円につきましては、指定管理者である一般社団法人風の美術館への委託料、それから周辺環境の維持管理費のほか、先ほど申し上げました旧校舎部分の屋上防水を改修する経費を計上しているところでございます。以上、社会教育総務費の概要とさせていただきます。続きまして、10款4項2目文化振興費についてご説明申し上げます。36ページ、37ページをお開き願いたいと思います。文化振興費につきましては、37ページ1番、文化活動推進事業1,419,000円につきましては、町民文化祭、町民音楽祭に開催する経費でございます。このほか徳富地区での、そのかぜのびに来訪した方々がすんなり施設へ入っていけるように誘導案内看板を設置したいとしておりまして、その経費も含んでございます。2番、芸術鑑賞事業につきましては、町内3回の鑑賞事業と札幌の芸術の森との連携によりまして、芸術の森で開催される五十嵐威伸の世界展鑑賞事業を計画しております。かぜのびの作品とからめて、五十嵐威伸さんの作品を広く知ってもらおうということで開催したいと考えております。3番、4番の団体活動支援事業につきましては、引き続き獅子神楽保存会、それから踊り保存会について支援をしていきたいとするものでございます。次に開拓記念館費についてご説明いたします。1番の開拓記念館管理事業1,979,000円でございますけれども、新年度の特徴といたしまして北海道命名150年記念事業を開催したいと考えております。北海道の命名者である松浦武四郎のパネル展の開催経費、まあこれの経費についてはわずかでございますがそういった事業を展開したいとされているところでございます。次に図書館に移りたいと思います。10款4項4目図書館についてご説明いたします。38ページ、39ページをご覧ください。前年度と比較いたしまして2,401,000円の減額となっておりますが、前年度は読書通帳システムを導入したことによるものでございます。次に経費別の事業概要を申し上げます。維持管理はとばしまして2番の図書館運営事業でございますけれども、ここでは司書4名、それから事務員3名と副施設管理者1名の雇用に係る人件費をみております。それから、蔵書資料の購入費として5,500,000円、蔵書規模97,000に対しまして約3パーセントの入れ替えが可能なのかなというふうに考えております。次に3番、図書館利用促進事業915,000円につきましては、図書館の良さを知ってもらうために、また本に親しむ機会を増やすために子ども向け人形劇の公演、ギャラリー展示など、13の特別行事と14の特別展示についての経費を計上させていただいております。図書館においても北海道命名150年を記念して、松浦武四郎北の大地に立つという本の著者を招いての講演を計画しているところでございます。4番、絵本ふれあい事業267,000円につきましては、3、4か月児の乳児、乳幼児検診と2歳5、6か月児の検診時の機会を利用して絵本を贈呈する事業でございます。絵本に親しむ大切さを理解していただくように計画をしているところでございます。図書館については以上とさせていただきます。次に40ページ、41ページ、保健体育費についてご説明を申し上げます。保健体育総務費の内容でございますが、40ページ、41ページになります。前年度と比較しまして5,027,000円の増額としております。この要因につきましては、昨年11月から導入いたしました地域おこし協力隊活動に要する経費が増額となっていることと、スポーツ大会参加助成事業について平成29年度の実績を勘案してこの部分についても増額していることが主な要因でございます。次に主な経費別の事業概要を申し上げます。1番のスポーツ推進委員活動事業につきましては、7名のスポーツ推進員の活動に要する経費でございます。続きまして、1つとばしまして3番のスポーツ体験学習推進事業695,000円につきましては、日本ハムファイターズとのパートナー協定事業が平成30年度で終了となるところでございますけれども、少年野球教室全4回と日本ハムのトレーナーによる一般向け講習会等の開催経費を計上してございます。それから、6番、スポーツ大会参加助成事業4,735,000円につきましては、予選の激戦を勝ち抜いて全国、全道大会に出場する経費を助成するもので、この部分でその29年度の実績と今後の予測に基づきまして増額して計上して

いるところでございます。なお、新年度におきましては、全国大会へ出場する選手に対しまして町のPRをしていただこうと考えておりまして、こめぞーの図柄入りのTシャツをプレゼントし、宿舎で着ていただきたいなというふうに考えております。それから8番、生涯スポーツ推進事業4,332,000円につきましては、町民誰もが手軽にスポーツに取り組めるように体育協会が主体となってスポーツクラブを開催しているところでございますが、これに係る運営経費でございます。9番の地域おこし協力隊活動事業（スポーツ振興）4,000,000円につきましては、協力隊員1名、先ほど増額の要因となったところでございますが、これにつきまして、1名分の経費を見込んでおります。スポーツクラブによる地域の活性化とスポーツコミュニティの醸成に取り組んでいただきたいということで考えております。10番、健康づくりの町宣言50周年記念事業で570,000円を計上しておりますが、これはNHKの夏期巡回ラジオ体操、みんなの体操会の開催経費でございます。ピアノ等の借り上げ等に要する経費でございます。開催日は7月の28日土曜日、ふるさと公園イベント広場で行うこととさせていただきます。続きまして、2目体育施設管理費の内容についてご説明申し上げます。42ページ、43ページをお開き願います。前年度と比較いたしまして4,563,000円の増額でございます。増額の主な要因は、そっち岳スキー場のロッジの塗り替え、それからサンスポーツランドの設備の改修などを計上したことによるものでございます。2番、そっち岳スキー場管理運営事業21,631,000円につきましては、通常の維持管理、運行管理費用のほか、今申しあげましたロッジの外壁が老朽化しておりますのでこれを張り替えるための工事と、それから30年度においてはペアリフトの非常用制動機の分解整備、これは5年に1回行う必要があるわけですが、その年にあたりますのでその経費を計上してさせていただきます。3番、ふるさと公園内体育施設管理運営事業55,990,000円につきましては、8つの体育施設に要する管理経費でございます。体育協会への委託料でございます。施設管理の30年度の特徴といたしましては、パークゴルフ場のティーグラウンドがかなりすり減っている部分がございますので、これを9ホール修繕したいと考えております。また、サンスポーツランド、野球場、新しい野球場の奥の方に高圧ケーブルがぬかって、地下埋設されているところでございますけれども、これの老朽化が進んでおまして電気保安協会から指摘を受けておりますのでこれを改修したいとすることでございます。スポーツセンターの前庭にある噴水でございますが、既に使わなくなって老朽化、傷みが目立ってきておりますので、これを広場的なものにいたしたく若干手を加えたいということと、同じくスポーツセンター周辺の外灯をLED化する経費もここで見込んでございます。以上、体育施設の説明とさせていただきます。次に学校給食運営費に移りたいと思います。44ページ、45ページをお開きください。前年度と比較いたしまして34,434,000円の減額となっておりますが、これは昨年洗浄室の改修工事を行ったことによる減額が要因となっております。その他特定財源について項目が多いので若干説明をさせていただきますけれども、学校給食運営事業負担金8,722,000円、これにつきましては、雨竜町からの負担をいただいているものでございます。全体の2割をいただいているところで、光熱水費ですとか施設管理費、調理の委託料に係わる部分の2割をいただいているところでございます。それから、子ども夢基金繰入金4,602,000円につきましては、町内の子どもたちの給食費につきましては、主食相当分の50円を減額した額を徴収していることから、その減額分を繰り入れる形で夢基金から予算をいただき、基金をいただいているところでございます。なお、第3子以降のお子さんにつきましては、小学生29名分と中学生7名分の1,886,000円の給食費を無料といたしておりますので、これについては一般財源を充当させていただいております。次に経費の、経費別の事業概要を申し上げます。45ページをご覧ください。2番の学校給食提供事業でございますが、81,255,000円となっております。小中学校、幼稚園、高校、雨竜小中学校に提供する1日当たり1,081食の学校給食を提供するため

の消耗品、賄材料費、ガス、上下水道料、調理委託料などの経費をここで計上させていただいております。3番、学校給食扶助費交付事業4,115,000円につきましては、準要保護世帯の給食扶助費でございます。小学校で55人、中学校で39人を見込んで計上させていただいております。以上、端折っての説明となりましたが、報告第10号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第10号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎松倉委員

議会の中で教育予算について何か質問が出たのか教えていただけませんか。

◎中畑事務局長

スクールバスの関係で、前年度と比較いたしまして、経費が軽減されているのかというご質問がございまして、金額で申し上げますとほ2,500,000円ほど軽減はされております。ただ将来的にはそんなに軽減にはならないという説明をさせていただいております。単に経費節減を目的として退職者を、ばかりを雇用するのではなくて若い世代の方々に従事していただくことで安全面にもつながりますし、雇用の機会の拡大にもつながるというところで説明をさせていただいております。

◎久保田教育長

育英事業の関係で、貸付金を免除するという取組みをしているところが全国でもあると。本町についてはどう考えるのかと。私は現在は今考えていませんと答弁をさせていただきました。

◎坂下グループ長

学校運営協議会の関係で、学校運営協議会について現状との地域とのつながりが深い中で、改めて学校運営協議会という組織、作らなくてもいいのではないかと質問があったんですが、今後継続してそういう地域とのつながりを持っていきたいということと、道教委なり国なりが推し進めている事業なのでしっかり実施していきたいというところでのご質問の回答をしているところでございます。そのほかですね、去年、別な方からのご質問で、小学校費の方で今回パソコン、タブレットなどのパソコン教室の更新ということで予算計上させていただいておりますが、先生方のパソコンのセキュリティの部分についてどうなのかという質問がありました。これについては、先生方のパソコンについてはWi-Fi接続をせず有線LANで接続するというところで回答をしているところでございます。

◎内田主幹

開拓記念館の関係で、150年特別展にて開拓記念館にある新十津川焼きのものを展示してほしいという要望がございましたので、回答としては開拓記念館にあるものをその際に展示するというふうにお答えをさせていただいております。また、図書館の関係で、図書館の研修室の使い方はどのようになっているかということで、実はお母さん方がお子さんと来た際に部屋のほうを使わせていただければみたいな要望があったみたいで、その件について研修室の使われ方というご質問がありました。回答としては、図書館の活動に必要な会議室等の使い方をしているということで、静かな環境の中で会議等をしていると、又は工作だったり

ボランティアの方が使用する部屋になっているので貸出はしていないというような回答をしているところがございます。

◎松倉委員

はい、ありがとうございます。

◎久保田教育長

よろしいでしょうか。ほかに質疑ございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、報告第10号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第10号平成30年度新十津川町一般会計予算(教育費)については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第11号平成29年度新十津川町児童生徒就学援助費受給者の認定について事務局より説明願います。

◎中畑事務局長

それでは、議案書49ページをお開き願います。1 申請世帯数及び児童生徒数、これは1世帯1人、小学生1人でございます。2の認定状況でございますが、別紙のとおりといたしまして、50ページをお開き願いたいと思います。50ページに調書がございます。保護者住所、氏名から世帯構成員までにつきましては、ご覧のとおりとさせていただきます。以上、報告第11号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

◎久保田教育長

報告第11号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎松倉委員

こういう案件の場合、非常に個人情報ということになると思うんですけども、配慮はどういうふうに。この方の名前が出るか出ないかというところ、何か配慮はしていただけるのか。

◎中畑事務局長

議事録に名前が出てこないように、今、説明でも氏名については申し上げないように行っております。議案書につきましては、そういった意味でもほかに漏れないように議案書の保管にも。

◎松倉委員

我々にも、我々の知った秘密事項ということになるということですね。

◎中畑事務局長

はい。そういうことで、はい、よろしくお願いします。

◎松倉委員

はい、お願いします。

◎久保田教育長

ほかにございませんか。よろしいですか。

(「はい」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、報告第11号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第11号平成29年度新十津川町児童生徒就学援助費受給者の認定については報告のとおり了承されました。続きまして、日程第5、議案審議を議題といたします。議案第8号新十津川町児童生徒就学援助条例施行規則の一部改正について事務局より説明願います。

◎中畑事務局長

それでは、議案書51ページをご覧いただきたいと思います。最初に提案理由を申し上げます。提案理由は、新入学準備費を支給するための様式を定め、その他文言整理を行うため、この規則の一部改正について議決を求めるものでございます。内容につきましては、54ページ、55ページの新旧対照表をご覧願います。ちょっと横型になります。第4条の改正内容につきましては、今までの児童生徒就学援助費申請書兼世帯票を就学援助申請書といたしまして、別記様式第1号とするものでございます。また、ただし書きといたしまして、就学予定者に係る新入学準備費の就学援助の申請は、新入学準備費申請書(小学校)別記様式第2号に受給の資格を有することを証する書面を、書類を添えて行うものとするを加えております。様式を2つに分けて制定していくということでございます。第5条の改正規程でございますけれども、改正内容といたしましては、第1号では準要保護及び要保護者に対する助成について、第2号では特別支援学級において就学する児童生徒の属する世帯であってその前年所得合計額が毎年度教育委員会が定める額に満たない世帯の構成員たる保護者に対する助成について規定をするものでございます。また、助成額については、保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱に規定する補助対象経費とされる額を基準として教育委員会が定める額とするものでございます。この改正は、文言等を修正や規程の書き方を変えるものであって、これまでの支給対象等とは変わらないことを申し添えさせていただきます。51ページに戻りまして、附則でございますが、この規則は、平成30年4月1日から施行することといたしております。以上、議案第8号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき議決賜りますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

議案第8号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、これより議案第8号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第8号新十津川町児童生徒就学援助条例施行規則の一部改正については原案のとおり可決されました。続きまして、議案第9号新十津川町学校運営協議会の設置について事務局より説明願います。

◎中畑事務局長

それでは、議案書57ページをお開き願います。まず提案理由を申し上げます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6に規定する学校運営協議会の設置について、議決を求めるものでございます。前回の教育委員会定例会において規則の議決をいただきましたが、いよいよ平成30年4月1日から学校運営協議会を設置するにあたりまして、その設置について教育委員会にお諮りするものでございます。1といたしまして、設置する学校は(1)新十津川町立新十津川小学校、(2)新十津川町立新十津川中学校といたしております。設置の形式でございますが、新十津川町学校運営協議会の設置等に関する規則第3条ただし書きの規定に基づきまして、小学校及び中学校について1の協議会とするとしております。3、1の協議会とする理由でございますが、これまで、小中連携の下、義務教育9年間の系統性を意識した学校の運営を行ってきたことから、今後においても相互に密接な連携を図る必要があるためとするものでございます。4設置年月日については、平成30年4月1日でございます。以上、議案第9号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき議決賜りますようお願いいたします。

◎久保田教育長

議案第9号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

これより議案第9号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第9号新十津川町学校運営協議会の設置については原案のとおり可決されました。続きまして、議案第10号新十津川町社会教育委員の委嘱に

ついて事務局より説明願います。

◎中畑事務局長

それでは、議案書59ページをお開き願います。始めに提案理由を申し上げます。新十津川町社会教育委員の委嘱について、新十津川町社会教育委員に関する条例第2条の規定により議決を求めるものとしております。今回の委嘱につきましては、任期の満了に伴う新たな選任でございます。1委嘱しようとする者、順に申し上げます。千石正巳、新十津川小学校の教頭でございます。坂本征人、新十津川中学校の教頭でございます。中川和枝、社会教育関係者でございます。スキー協会の関係をやっております。川野名秀、社会教育関係者として新任でございます。新十津川の獅子神楽保存会に属している方でございます。奥芝彰子、学識経験者でございます。教員の免許をお持ちの方でございます。齋藤信也、学識経験者でございます。平成8年から4年間この社会教育委員を務めたことがございます。高桑祥代、学識経験者、新任でございます。スポーツクラブの運営にこれまで従事してきた方でございます。2任期は、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの2年間でございます。以上、議案第10号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき議決賜りますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

議案第10号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、これより議案第10号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第10号新十津川町社会教育委員の委嘱については原案のとおり可決されました。続きまして、議案第11号新十津川町地域おこし協力隊(スポーツ活性化支援員)の委嘱について事務局より説明願います。

◎中畑事務局長

それでは、議案書61ページをお開き願います。提案理由を申し上げます。新十津川町地域おこし協力隊設置要綱第3条の規定により新十津川町地域おこし協力隊を委嘱することにつき、教育委員会の議決を求めるものでございます。1委嘱しようとする者、山森和也。2任期は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの2年間でございます。山森和也氏におかれましては、昨年、平成29年11月1日から同職についておりまして、体育協会が実施しているスポーツクラブの運営、その他のスポーツ活動を精力的に担っていただいているところでございます。以上、議案第11号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき議決賜りますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

議案第11号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

これより議案第11号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第11号新十津川町地域おこし協力隊（スポーツ活性化支援員）の委嘱については原案のとおり可決されました。続きまして、議案第12号新十津川町立小学校特別支援学級の廃止について事務局より説明願います。

◎中畑事務局長

議案書63ページをお開き願います。始めに提案理由を申し上げます。学校教育法第81条第2項の規定により、特別支援学級の廃止について議決を求めるものでございます。1 廃止年月日でございますが、平成30年3月31日でございます。2 廃止する障害学級区分といたしまして、病弱・身体虚弱学級でございます。3 廃止理由でございますが、児童の卒業により、病弱・身体虚弱学級在籍者が0人となったためでございます。以上、議案第12号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき議決賜りますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

議案第12号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

これより議案第12号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第12号新十津川町立小学校特別支援学級の廃止については原案のとおり可決されました。続きまして、議案第13号新十津川町立中学校特別支援学級の設置について事務局より説明願います。

◎中畑事務局長

それでは、議案書65ページをお開き願います。提案理由を申し上げます。学校教育法第81条第2項の規定により、特別支援学級の設置について議決を求めるものでございます。1 設置年月日、平成30年4月1日。2 設置する障害学級区分といたしまして、病弱・身体虚弱学級でございます。3 設置理由は、生徒の入学により、病弱・身体虚弱学級在籍者が1人とな

ったためでございます。次に参考資料についてご説明いたしますので、66ページをお開き願います。今申し上げました設置状況を示している表でございますが、表の上、平成、上の表の平成30年度をご覧いただきたいと思っております。新たな学級につきましては、新十津川中学校に病弱・身体虚弱学級1学級増ということで、1年生の1人が在籍することとなります。この生徒につきましては、小学校からの持ち上がりで進級する者でございます。そのほかの状況でございますが、新十津川小学校の児童につきましては、平成30年度はまず進級でそれぞれの学級で移行することとなりまして、また知的学級と情緒学級に1年生がそれぞれ1人入学いたします。さらに言語学級には2年生1人が新たに在籍することとなります。新十津川中学校では情緒学級で1年生2人、2年生2人がそれぞれ、同じく情緒学級で2年生2人がそれぞれ進級することとなっております。よって新十津川小学校では知的学級が4人、情緒学級3人、言語学級2人ということとなりまして、合わせまして学級数が1減で3学級、人数は9人ということになります。それから、中学校でございますが、知的学級が2人、情緒学級4人、言語学級1人ということで、3学級の7人ということになります。以上、新十津川町立中学校の特別支援学級の設置についての説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき議決賜りますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

議案第13号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

これより議案第13号を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第13号新十津川町立中学校特別支援学級の設置については原案のとおり可決されました。続きまして、日程第6、その他を議題といたします。事務局より提案ありますか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、以上をもちまして、平成30年第3回教育委員会定例会を閉会いたします。

(閉会 午後5時30分)

会議の顛末を記載し、その旨相違なきことを証するためにここに署名する。

会議録署名委員 松 倉 寿 人

會議錄署名委員 荒 山 直 人